

平成24年3月30日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目 次

## 条 例

○予算の執行に関する知事の調査等の対象とする法人を定める条例（7・総務課）	13
○秋田県部設置条例の一部を改正する条例（8・人事課）	13
○秋田県県税条例の一部を改正する条例（9・税務課）	14
○秋田県県税条例の一部を改正する条例（10・税務課）	14
○秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（11・税務課）	19
○市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（12・市町村課）	19
○特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（13・地域活力創造課）	21
○秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（14・長寿社会課）	22
○秋田県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（15・長寿社会課）	22
○秋田県小規模介護施設整備等促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例（16・長寿社会課）	23
○秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金条例の一部を改正する条例（17・長寿社会課）	23
○秋田県高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金条例（18・長寿社会課）	23
○秋田県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（19・障害福祉課）	24
○秋田県障害者自立支援等臨時対策基金条例の一部を改正する条例（20・障害福祉課）	24
○秋田県障害児通所給付費等不服審査会条例（21・障害福祉課）	24
○秋田県妊婦健康診査臨時対策基金条例の一部を改正する条例（22・健康推進課）	25
○秋田県子宮頸がん等予防接種臨時対策基金条例の一部を改正する条例（23・健康推進課）	25
○秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（24・医務薬事課）	25
○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（25・生活衛生課）	25
○秋田県計量法関係手数料等徴収条例の一部を改正する条例（26・産業政策課）	26
○秋田県産業振興プラザ条例の一部を改正する条例（27・地域産業振興課）	26
○秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例（28・都市計画課）	26
○秋田県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例（29・港湾空港課）	27
○市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（30・教職員給与課）	27
○秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例（31・幼保推進課）	28
○学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（32・高校教育課）	29
○図書館協議会に関する条例の一部を改正する条例（33・生涯学習課）	29
○秋田県立博物館条例及び秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例（34・生涯学習課）	29
○秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例（35・警務課）	30
○秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（36・運転免許センター）	30
○県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（37・議員提出）	31
○秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例（38・議会運営委員会提出）	31

## この号で公布された条例のあらまし

## ◇予算の執行に関する知事の調査等の対象とする法人を定める条例（秋田県条例第7号）

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項第3号に規定する条例で定める法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◇秋田県部設置条例の一部を改正する条例（秋田県条例第8号）

1 観光文化スポーツ部を置くとともに、その分掌事務を定めることとした。（第1条及び第2条関係）

2 建設交通部の名称を改めることとした。（第1条関係）

3 観光文化スポーツ部に事務が移管される部の分掌事務等について、所要の規定の整備を行うこととした。(第2条関係)

4 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇秋田県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第9号)

1 引用している地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の条項を改めることとした。(第50条関係)

2 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、秋田県県税条例(昭和29年秋田県条例第24号)第37条に規定する額に500円を加算した額とすることとした。(附則第12条の7関係)

3 引用している地方税法施行令及び地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)について、該当する条項を加えることとした。(附則第27条の3関係)

4 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1は、平成24年4月1日から施行することとした。

(2) 秋田県水と緑の森づくり税条例(平成19年秋田県条例第92号)について所要の規定の整備を行うこととした。

◇秋田県県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第10号)

1 総則

県税に関する条例又は規則の規定による処分をする場合は、当該処分の名宛人に対して理由を提示することとした。(第26条関係)

2 不動産取得税

(1) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日とする特例措置の適用期限を平成26年3月31日(現行平成24年3月31日)まで延長することとした。(附則第14条の7関係)

(2) 新築特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数を3年又は4年(本則2年)とする特例措置の適用期限を平成26年3月31日(現行平成24年3月31日)まで延長することとした。(附則第14条の7関係)

(3) 住宅又は土地の取得に係る税率を3%(本則4%)とする特例措置の適用期限を平成27年3月31日(現行平成24年3月31日)まで延長することとした。(附則第15条関係)

(4) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)に規定する認定中小企業承継事業計画に従って譲渡される不動産に係る税額を減額する特例措置を廃止することとした。(附則第16条関係)

3 自動車取得税

(1) 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものについて、その取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税の税率を75%軽減することとした。(附則第18条の4関係)

① 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックで、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成17年排出ガス保安基準に適合するもの

(イ) 平成17年排出ガス保安基準より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

(ウ) 平成27年度基準燃費性能より10%以上燃費性能の良いもの

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックで、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成17年排出ガス保安基準に適合するもの

(イ) 平成17年排出ガス保安基準より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

(ウ) 平成27年度基準燃費性能より5%以上燃費性能の良いもの

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックで、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成17年排出ガス保安基準に適合するもの

(イ) 平成17年排出ガス保安基準より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

(ウ) 平成27年度基準燃費性能より10%以上燃費性能の良いもの

② 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックで、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成21年排出ガス保安基準に適合するもの

(イ) 平成21年排出ガス保安基準より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの

(ウ) 平成27年度基準燃費性能より5%以上燃費性能の良いもの

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックで、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成21年排出ガス保安基準に適合するもの

- (イ) 平成27年度基準燃費性能より10%以上燃費性能の良いもの
  - ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックで、次のいずれにも該当するもの
    - (ア) 平成21年排出ガス保安基準に適合するもの
    - (イ) 平成21年排出ガス保安基準より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの
    - (ウ) 平成27年度基準燃費性能より5%以上燃費性能の良いもの
  - エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックで、次のいずれにも該当するもの
    - (ア) 平成21年排出ガス保安基準に適合するもの
    - (イ) 平成27年度基準燃費性能より10%以上燃費性能の良いもの
- (2) 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものについて、その取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税の税率を50%軽減することとした。(附則第18条の4関係)
- ① 次に掲げるガソリン自動車
    - ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックで、(1)①ア(ア)及び(イ)に該当し、かつ、平成27年度基準燃費性能を満たすもの
    - イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックで、(1)①イ(ア)及び(イ)に該当し、かつ、平成27年度基準燃費性能を満たすもの
    - ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックで、(1)①ウ(ア)及び(イ)に該当し、かつ、平成27年度基準燃費性能より5%以上燃費性能の良いもの
  - ② 次に掲げる軽油自動車
    - ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックで、(1)②ア(ア)及び(イ)に該当し、かつ、平成27年度基準燃費性能を満たすもの
    - イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックで、(1)②イ(ア)に該当し、かつ、平成27年度基準燃費性能より5%以上燃費性能の良いもの
    - ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックで、(1)②ウ(ア)及び(イ)に該当し、かつ、平成27年度基準燃費性能を満たすもの
    - エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックで、(1)②エ(ア)に該当し、かつ、平成27年度基準燃費性能より5%以上燃費性能の良いもの
- (3) 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるもの以外のものの取得に係る課税標準について、その取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から45万円を控除することとした。(附則第18条の6関係)
- ① 電気自動車
  - ② 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車
  - ③ プラグインハイブリッド自動車
  - ④ 次に掲げるガソリン自動車
    - ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックで、次のいずれにも該当するもの
      - (ア) 平成17年排出ガス保安基準に適合するもの
      - (イ) 平成17年排出ガス保安基準より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの
      - (ウ) 平成27年度基準燃費性能より20%以上燃費性能の良いもの
    - イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックで、次のいずれにも該当するもの
      - (ア) 平成17年排出ガス保安基準に適合するもの
      - (イ) 平成17年排出ガス保安基準より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの
      - (ウ) 平成27年度基準燃費性能より10%以上燃費性能の良いもの
  - ⑤ 軽油自動車(乗用車に限る。)で、平成21年排出ガス保安基準に適合するもの
  - ⑥ 軽油自動車(車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックに限る。)で、次のいずれにも該当するもの(ハイブリッド自動車に限る。)
    - ア 平成21年排出ガス保安基準に適合するもの
    - イ 平成21年排出ガス保安基準より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの
    - ウ 平成27年度基準燃費性能より10%以上燃費性能の良いもの
- (4) 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるもの以外のものの取得に係る課税標準について、その取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から、①については30万円、②については15万円を控除することとした。(附則第18条の6関係)
- ① (1)①のガソリン自動車又は(1)②ウ若しくはエの軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)
  - ② (2)①のガソリン自動車又は(2)②ウ若しくはエの軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)
- (5) 路線バス等のうち、一定のノンステップバスであって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準について、その取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から1,000万円を控除することとした。(附則

第18条の6関係)

- (6) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準について、その取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から650万円（乗車定員が30人未満のものは、200万円）を控除することとした。（附則第18条の6関係）
- (7) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準について、その取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から100万円を控除することとした。（附則第18条の6関係）
- (8) 次に掲げるトラックで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準について、その取得が平成27年3月31日（①のトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び②のトラックは、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除することとした。（附則第18条の6関係）
- ① 車両総重量が8トンを超えるトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）で、制動装置に係る保安上又は環境保全上の一定の技術基準に適合するもの
- ② 車両総重量が13トンを超えるトラック（けん引自動車に限る。）で、制動装置に係る保安上又は環境保全上の一定の技術基準に適合するもの
- (9) 警戒区域設定指示区域内の自動車以外の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する特例措置について、その対象とする自動車を「自動車持出困難区域内の自動車以外の自動車」に、取得期間を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から平成26年3月31日まで」に、それぞれ改めることとした。（附則第29条の2関係）

#### 4 自動車税

- (1) 次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に掲げる年度以後の年度において、現行の税率にそのおおむね10%を加算することとした。（附則第19条関係）
- ① 平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたガソリン自動車又はLPG自動車 当該登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- ② 平成15年3月31日までに新車新規登録を受けた軽油自動車その他の①以外の自動車 当該登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度
- (2) 平成24年度又は平成25年度に新車新規登録を受けた電気自動車、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及び平成27年度基準燃費性能より10%以上燃費性能の良い自動車のうち平成17年排出ガス保安基準より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないものについて、当該登録を受けた年度の翌年度に限り、現行の税率からそのおおむね50%を軽減することとした。（附則第19条関係）
- (3) 平成24年度又は平成25年度に新車新規登録を受けた平成27年度基準燃費性能を満たす自動車で、平成17年排出ガス保安基準より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないものについて、当該登録を受けた年度の翌年度に限り、現行の税率からそのおおむね25%を軽減することとした。（附則第19条関係）

#### 5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

#### 6 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、1は、平成25年1月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- (3) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年秋田県条例第8号）及び中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（平成14年秋田県条例第1号）について所要の規定の整備を行うこととした。

#### ◇秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第11号）

- 1 秋田県県税条例等の一部を改正する条例（平成23年秋田県条例第13号）の施行期日について、次のとおり整理を行うこととした。（附則第1項関係）

改正内容	旧	新
① 県民税の退職所得の分離課税に係る所得割の額の特例等の改正	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号。以下「法」という。）附	平成25年1月1日

	則第1条第2号に定める日	
② 県たばこ税の税率の改正	法附則第1条第3号に定める日	平成25年4月1日

- 2 その他所要の規定の整備等を行うこととした。
- 3 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第12号）

- 1 権限移譲対象事務に屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定による屋外広告物の表示等の違反に対する措置に関する事務を加えることとした。（第10条及び別表第62の3関係）
- 2 権限移譲対象事務から次の事務を除くこととした。
  - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付等（第4条及び別表第6関係）
  - (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による障害児福祉手当の認定等（第4条及び別表第14関係）
  - (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別障害者手当の認定等（第4条及び別表第15関係）
  - (4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の認定等（第6条及び別表第24関係）
  - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当の認定等（第6条及び別表第25関係）
  - (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定による土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可等（第11条及び別表第83関係）
- 3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による各法律の一部改正等に伴い新たに市町村の事務となる権限移譲対象事務等について所要の規定の整理を行うこととした。（第4条、第5条、第8条、第10条、別表第5、別表第10～別表第12、別表第17、別表第19～別表第21の2、別表第32、別表第48の2、別表第56、別表第61、別表第64、別表第66、別表第66の2、別表第68、別表第69、別表第71、別表第72、別表第72の4～別表第72の6、別表第74、別表第75、別表第77及び別表第85関係）
- 4 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 5 施行期日  
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（秋田県条例第13号）

- 1 特定非営利活動法人の役員となる者の住所又は居所を証する書類について所要の規定の整備を行うこととした。（第2条関係）
- 2 提出された申請書等の書類について、これを補正することができる軽微な不備は、誤記、計算違いその他これらに類する明白な誤りとする事とした。（第3条及び第7条関係）
- 3 次に掲げる手続については、規則で定める申請書等を知事に提出することとした。
  - (1) 申請書等の補正の申立（第3条、第4条及び第7条関係）
  - (2) 定款の変更の認証の申請又は定款の変更の届出（第4条関係）
  - (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第44条第1項の認定の申請（第8条関係）
  - (4) 法第44条第1項の認定の有効期間の更新の申請（第9条関係）
  - (5) 認定特定非営利活動法人等の定款の変更の認証に係る書類の提出（第10条及び第15条関係）
  - (6) 法第58条第1項の仮認定の申請（第14条関係）
  - (7) 合併についての認定の申請（第16条関係）
- 4 事業報告書等の知事への提出は、毎事業年度終了後3月を経過する日までに行わなければならないこととした。（第5条、第11条及び第15条関係）
- 5 事業報告書等の閲覧及び謄写に係る請求手続及び場所については規則で定めるとともに、謄写に要する費用は謄写の請求者の負担とすることとした。（第6条、第13条及び第15条関係）
- 6 法第55条第2項の規定による書類等の知事への提出は、助成金の支給を行ったときにあっては事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出しを行うときにあっては事前に行わなければならないこととした。この場合において、海外への送金又は金銭の持出しが災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出が困難なものであるときは、事後遅滞なく行わなければならないこととした。（第12条及び第15条関係）
- 7 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 8 施行期日等
  - (1) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。ただし、1は出入国管理及び難民認定法及び日本国と

の平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行の日（平成24年7月9日）から施行することとした。

(2) 1の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第14号）

- 1 介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務に係る手数料の額を1件につき700円（現行1,000円）に引き下げることにした。（別表関係）
- 2 介護サービス情報の公表に係る手数料の額を1件につき9,000円（現行10,000円）に引き下げることにした。（別表関係）
- 3 介護サービス情報の調査に係る手数料の額を1件につき12,000円（現行19,200円～35,800円）に改定することとした。（別表関係）
- 4 その他所要の規定の整備を行うことにした。
- 5 施行期日  
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇秋田県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第15号）

- 1 平成24年度に限り、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）附則第3条の規定により算定される額を限度として、秋田県介護保険財政安定化基金の一部を処分することができることにした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日  
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇秋田県小規模介護施設整備等促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第16号）

- 1 軽費老人ホームにおけるスプリンクラー設備の整備等に係る臨時の事業を秋田県小規模介護施設整備等促進臨時対策基金（以下「基金」という。）の対象事業に加えることにした。（第1条関係）
- 2 基金の設置期限を平成25年12月31日（現行平成24年3月31日）に延長することとした。（附則第2項関係）
- 3 その他所要の規定の整理を行うことにした。
- 4 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1及び3は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第17号）

- 1 秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金の設置期限を平成25年3月31日（現行平成24年12月31日）に延長することとした。（附則第2項関係）
- 2 その他所要の規定の整理を行うことにした。
- 3 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇秋田県高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金条例（秋田県条例第18号）

- 1 高齢者の健康の保持に寄与し、及びその日常生活を地域において支援する体制を整備するため、高齢者の健康の保持に関する普及啓発、社会参加の促進、相談体制の整備、介護を担う人材の育成等に係る事業に充てる資金として、秋田県高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用、基金の処分及び知事への委任について定めることとした。（第2条～第7条関係）
- 3 施行期日  
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇秋田県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（秋田県条例第19号）

- 1 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項に規定する合議制の機関の名称を「秋田県障害者施策推進審議会」とし、題名を「秋田県障害者施策推進審議会条例」に改めることにした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うことにした。
- 3 施行期日等  
(1) この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行

の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

- (2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年秋田県条例第35号）について所要の規定の整備を行うこととした。

◇秋田県障害者自立支援等臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第20号）

- 1 秋田県障害者自立支援等臨時対策基金の設置期限を平成25年12月31日（現行平成24年3月31日）に延長することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県障害児通所給付費等不服審査会条例（秋田県条例第21号）

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第98条第1項の規定に基づき秋田県障害児通所給付費等不服審査会を置くこととし、その委員の定数等を定めることとした。
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
  - (2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例について所要の規定の整備を行うこととした。

◇秋田県妊婦健康診査臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第22号）

- 1 秋田県妊婦健康診査臨時対策基金の設置期限を平成25年3月31日（現行平成24年3月31日）に延長することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県子宮頸がん等予防接種臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第23号）

- 1 秋田県子宮頸がん等予防接種臨時対策基金の設置期限を平成25年3月31日（現行平成24年3月31日）に延長することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（秋田県条例第24号）

- 1 引用している児童福祉法及び介護保険法（平成9年法律第123号）の条項を改めることとした。（第1条の2関係）
- 2 施行期日  
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（秋田県条例第25号）

- 1 次に掲げる営業において内臓を除く牛の生食用食肉を取り扱う場合について、次のとおり施設の基準を定めることとした。（別表第2関係）
  - (1) 飲食店営業
    - ① 専用の調理場を設けていること。
    - ② 器具及び容器の専用の洗浄設備及び消毒設備があること。
    - ③ 給水栓を有する専用の手洗い設備を設け、これに手指の消毒設備及び石けんを備えていること。
    - ④ 専用の調理場内にその取扱数量に応じた冷蔵設備があること。
    - ⑤ 専用の器具及び容器を備えていること。
  - (2) 食肉処理業
    - ① 専用の作業台があること。
    - ② 器具及び容器の専用の洗浄設備及び消毒設備があること。
    - ③ 給水栓を有する専用の手洗い設備を設け、これに手指の消毒設備及び石けんを備えていること。
    - ④ 専用の器具及び容器を備えていること。
  - (3) 食肉販売業
    - (1)又は(2)の基準によること。
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

## 3 施行期日

この条例は、平成24年7月1日から施行することとした。

## ◇秋田県計量法関係手数料等徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第26号）

## 1 特定計量器の検定に係る手数料について、次のとおりとすることとした。（別表第1関係）

(1) 水道メーターの検定に係る手数料の額を次のとおり引き上げることとした。

(1個につき)

区 分	改正前	改正後
口径が25ミリメートル以下のもの	80円	200円
口径が25ミリメートルを超え、40ミリメートル以下のもの	170円	390円
口径が40ミリメートルを超え、100ミリメートル以下のもの	1,200円	1,340円
口径が100ミリメートルを超えるもの	1,650円	1,920円

(2) 計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第8号イに掲げるアネロイド型圧力計の検定を受けようとする者から手数料を徴収することとし、その額を次のとおりとすることとした。

(1個につき)

区 分	改正後
計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	440円
計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超え、100メガパスカル以下のもの	1,020円
計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの	2,230円

## 2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

## ◇秋田県産業振興プラザ条例の一部を改正する条例（秋田県条例第27号）

1 秋田県産業振興プラザの創業準備支援室に関する規定を削除することとした。（第2条及び別表関係）

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

## 3 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

## ◇秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例（秋田県条例第28号）

1 屋外広告業の登録申請書に、秋田県の区域（秋田市の区域を除く。）の全部又は一部を営業区域とする営業所の名称及び所在地を記載しなければならないこととした。（第18条の2関係）

2 知事は、景観行政団体である市町村（以下単に「市町村」という。）において広告物の表示等の禁止及び制限、広告物の表示の方法等の基準並びにこれらの違反に対する措置等に関する条例の制定及び改廃に関する事務（以下「条例制定等事務」という。）を処理することが適当と認められるときは、条例制定等事務を当該市町村が処理することについて、当該市町村の長に協議しなければならないこととした。（第28条の2第1項関係）

3 2の協議を受けた市町村の長が、条例制定等事務を処理することについて同意したときは、当該条例制定等事務は、当該市町村が処理することとした。（第28条の2第2項関係）

4 知事は、市町村が条例制定等事務を処理することとしたときは、当該市町村の名称及び処理を開始する期日を告示しなければならないこととした。（第28条の2第3項関係）

5 条例制定等事務を処理する市町村の区域内においては、景観保全型広告整備地区及び広告物協定地区に関する規定は、適用しないこととした。（第28条の2第4項関係）

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。

## 7 施行期日等

(1) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。ただし、1及び7(2)は、公布の日から施行することと



した。

(2) 1の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例（秋田県条例第29号）

- 1 引用している地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）の条項を改めることとした。（第1条関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第30号）

- 1 一定の地域に在勤する市町村立学校職員に対し地域手当を支給することとした。（第15条の2関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
  - (1) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
  - (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年秋田県条例第69号）について所要の規定の整理を行うこととした。

◇秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第31号）

- 1 題名を秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例に改めることとした。（題名関係）
- 2 認定こども園の認定に係る要件について、幼稚園、保育所等及び幼保連携施設が適合しなければならない要件を定めることとした。（第2条関係）
- 3 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 4 施行期日  
この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第32号）

- 1 公立小学校等の職員の定数を次のとおりとすることとした。（第1条～第3条関係）

（単位：人）

区 分		職 員 の 定 数		
		改正前	改正後	増 減
公立小学校	校長及び教員	3,486	5,613	△101
公立中学校		2,228		
公立小学校	養護教員	251	370	△12
公立中学校		131		
公立小学校	栄養教諭及び学校栄養職員	26	118	△1
公立中学校		12		
共同調理場		81		
公立小学校	事務職員	255	374	△12
公立中学校		131		
県立高等学校	全日制	校長、教員、実習助手及び事務職員	2,217	△28
		その他の職員	107	△1

	定時制	校長、教員、実習助手及び事務職員	110	110	0
		その他の職員	8	8	0
	通信制	教員及び事務職員	17	18	1
		その他の職員	1	1	0
県立特別支援学校	校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員	957	964	7	
	その他の職員	82	78	△4	
計			10,129	9,978	△151

## 2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。



## ◇図書館協議会に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第33号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による図書館法（昭和25年法律第118号）の一部改正に伴い、秋田県立図書館図書館協議会の委員の任命について定めることとした。
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 3 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。



## ◇秋田県立博物館条例及び秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例（秋田県条例第34号）

- 1 秋田県立博物館条例（昭和50年秋田県条例第15号）の一部改正（第1条による改正）  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正に伴い、秋田県立博物館協議会の委員の任命について定めることとした。
- 2 秋田県ふるさと村条例（平成5年秋田県条例第45号）の一部改正（第2条による改正）  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による博物館法の一部改正に伴い、秋田県立近代美術館協議会の委員の任命について定めることとした。
- 3 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。



## ◇秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例（秋田県条例第35号）

- 1 職員の定数を次のとおりとすることとした。（第2条関係）

（単位：人）

区分	職員の定数		
	改正前	改正後	増減
警視	88	89	1
警部	180	180	0
警部補及び巡査部長	1,106	1,110	4
巡査	580	582	2
警察官以外の職員	388	388	0

計	2,342	2,349	7
---	-------	-------	---

## 2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

### ◇秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第36号）

- 1 運転経歴証明書の再交付を受けようとする者から手数料を徴収することとし、その額を再交付1件につき1,000円とすることとした。（第13条関係）
- 2 次に掲げる手数料の額を改定するとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第14条関係）
  - (1) 運転免許試験手数料
  - (2) 検査手数料
  - (3) 再試験手数料
  - (4) 免許証交付手数料
  - (5) 免許証再交付手数料
  - (6) 免許証更新手数料
  - (7) 経由手数料
  - (8) 審査手数料
  - (9) 技能検定員審査手数料
  - (10) 教習指導員審査手数料
  - (11) 国外運転免許証交付手数料
  - (12) 講習手数料（次に掲げる講習に係るものを除く。）
    - ① 安全運転管理者等講習
    - ② 大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許に係る取得時講習
    - ③ 旅客自動車講習
    - ④ 高齢者講習

## 3 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

### ◇県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第37号）

- 1 県議会議員が長期欠席をした場合における議員報酬月額減額及び期末手当の不支給の措置について、所要の規定の整備を行うこととした。（第3条の3関係）
- 2 県議会議員の議員報酬月額を次のとおり減額する特例措置の適用期間を平成25年5月31日まで延長することとした。（附則第3項関係）

職 名	減額前の議員報酬月額	減額後の議員報酬月額	減 額 率
議 長	910,000円	864,500円	100分の5
副議長	810,000円	769,500円	
議 員	780,000円	741,000円	

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◇秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例（秋田県条例第38号）

- 1 県議会の常任委員会のうち産業労働委員会を産業観光委員会に、建設交通委員会を建設委員会に改め、それぞれの常任委員会の所管を次のとおりとすることとした。（第2条関係）

名 称	所 管

産業観光委員会	観光文化スポーツ部及び産業労働部
建設委員会	建設部、出納局、監査委員及び労働委員会

## 2 施行期日等

- (1) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。



条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 予算の執行に関する知事の調査等の対象とする法人を定める条例
- 二 秋田県部設置条例の一部を改正する条例
- 三 秋田県県税条例の一部を改正する条例
- 四 秋田県県税条例の一部を改正する条例
- 五 秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 六 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 七 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 八 秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 九 秋田県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 十 秋田県小規模介護施設整備等促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 十一 秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 十二 秋田県高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金条例
- 十三 秋田県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例
- 十四 秋田県障害者自立支援等臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 十五 秋田県障害児通所給付費等不服審査会条例
- 十六 秋田県妊婦健康診査臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 十七 秋田県子宮頸がん等予防接種臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 十八 秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 十九 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 二十 秋田県計量法関係手数料等徴収条例の一部を改正する条例
- 二十一 秋田県産業振興プラザ条例の一部を改正する条例
- 二十二 秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 二十三 秋田県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例
- 二十四 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 二十五 秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 二十六 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 二十七 図書館協会に関する条例の一部を改正する条例
- 二十八 秋田県立博物館条例及び秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例
- 二十九 秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例
- 三十 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 三十一 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 三十二 秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県条例第七号

予算の執行に関する知事の調査等の対象とする法人を定める条例

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号 第五百五十二条第一項第三号)に規定する条例で定める法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第八号

秋田県部設置条例の一部を改正する条例

秋田県部設置条例(昭和五十六年秋田県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「企画振興部」を「企画振興部」に、「建設交通部」を「建設部」に改める。  
観光文化スポーツ部

第二条第二号中四を削り、伍を四とし、六から九までを一つずつ繰り上げ、同条第七号中「建設交通部」を「建設部」に改め、(一)を削り、(二)を(一)と

し、(三)から(五)までを一つずつ繰り上げ、同号を同条第八号とし、同条第六号中(四)を削り、(四)を(三)とし、(六)を(五)とし、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中(三)を削り、(四)を(三)とし、(四)を(四)とし、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第三号の次に次の一号を加える。

- 三 観光文化スポーツ部
  - (一) 観光に関する事項
  - (二) 物産に関する事項
  - (三) 交通に関する事項
- 四 文化の振興に関する事項
- (五) スポーツに関する事項

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

秋 田 県 案 例 第 九 号

秋 田 県 県 税 案 例 の 一 部 を 改 正 す る 案 例

秋 田 県 県 税 案 例 ( 昭 和 二 十 九 年 秋 田 県 案 例 第 二 十 四 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第五十条第二項中「第二十一条の七」を「第二十一条の六」に改める。

附則第十二条の六の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(個人の県民税の均等割の税率の特例)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

**第十二条の七** 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第三十七条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

附則第二十七条の三第二項中「で令」の下に「附則第二十七条の三第二項」を、「法施行規則」の下に「附則第二十二條の二第二項」を加え、「当該令」を「令附則第二十七条の三第二項」に改め、同条第二項中「場合で令」の下に「附則第二十七条の三第二項」を加え、「日で令」を「日で同条第三項」に改め、「法施行規則」の下に「附則第二十二條の二第二項」を加え、「当該令」を「令附則第二十七条の三第三項」に改める。

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五十条第一項の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。  
( 秋 田 県 水 と 緑 の 森 つ く り 税 案 例 の 一 部 改 正 )
- 2 秋 田 県 水 と 緑 の 森 つ く り 税 案 例 ( 平 成 十 九 年 秋 田 県 案 例 第 九 十 二 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。  
附 則 第 三 項 を 附 則 第 四 項 と し 、 附 則 第 二 項 の 次 に 次 の 一 項 を 加 え る。  
( 個 人 の 県 民 税 の 均 等 割 の 税 率 の 特 例 )
- 3 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第二案及び秋田県県税条例附則第十二条の七の規定にかかわらず、同条の規定による額に八百円を加算した額とする。

秋 田 県 案 例 第 十 号

秋 田 県 県 税 案 例 の 一 部 を 改 正 す る 案 例

秋 田 県 県 税 案 例 ( 昭 和 二 十 九 年 秋 田 県 案 例 第 二 十 四 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第二十六条第一項中「第二章」の下に「(第八条を除く。)」を、「第三章」の下に「(第十四条を除く。)」を加える。

附則第十四条の七中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第三項」を削る。

附則第十六条第一項中「法施行規則」の下に「附則第三条の二の十九」を加え、「。第三項において「平成二十三年改正条例」という。」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とする。

附則第十六条の二第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十八条第二項中「第十九項又は」を「第十九項若しくは」に、「の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は法附則第十二条第二項「又は同法第七十条の四の二第七項(同条第八項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」の規定の適用があつた場合を含む。の規定又は法附則第十二条第二項に改め、「は」の下に「総合県税事務所長」を加え、「の規定の適用があつた場合を含む。)」の規定又は法附則第十二条第一項を「又は同法第七十条の四の二第七項の規定の適用があつた場合を含む。)」の規定又は法附則第十二条第一項に改める。

附則第十八条の四第二項中「第八項第一号、第二号若しくは第三号(二)に掲げる軽油自動車又は附則第十八条の六第一項に規定する第一種省エネルギー自動車」を「次に掲げる自動車」に、「法附則第十二条の二の二第二項」を「同条第五項から第八項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十八条の六第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十八条の六において同じ。)

- (一) 乗用車又は車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十八条の六において同じ。)が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安工又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項及び附則第十八条の六第一項において「排出ガス保安基準」という。)で法施行規則に規定するもの(以下この条及び附則第十八条の六において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - (3) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和三十四年法律第四十九号)第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条及び附則第十八条の六において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第二項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び附則第十八条の六において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

- (二) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

- (三) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

一 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十八条の六第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十八条の六において同じ。)

- (一) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するもの(以下この条及び附則第十八条の六において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

- (二) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

- (三) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するもの(以下この条及び附則第十八条の六において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

四 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の四第三項中「法附則第十二条の二の第二項又は前項」を「前項又は附則第十八条の六第五項から第八項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車

- (一) 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- (二) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- (三) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

#### 二 次に掲げる軽油自動車

(一) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

(二) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(三) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

四 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の四第四項を次のように改める。

- 4 第二項(第一号(一)に係る部分に限る。)及び前項(第一号(一)に係る部分に限る。)の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として法施行規則に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(附則第十八条の六において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として法施行規則に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第二項第一号(一)③中「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び附則第十八条の六において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十八」と、前項第一号(一)③中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替える。

附則第十八条の四第五項から第八項までを削る。

附則第十八条の六第三項中「前二項の規定は」を「第二項(第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第三項から前項までの規定は」に、「つき前二項」を「つき第二項又は第三項から前項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項中「第二種省エネルギー自動車」を「第三種環境対応車」に改め、「(附則第十八条の四第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 附則第十八条の四第三項第一号(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げるガソリン自動車

二 附則第十八条の四第三項第二号(一)又は四に掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

附則第十八条の六第二項を同条第四項とし、同項の次に次の四項を加える。

- 5 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(法施行規則に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までにに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三条第一項に規定する基本方針(次項及び第七項において「基本方針」という。)に平成三十二年までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項及び第七項において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で法施行規則に規定するものに適合するものであること。

- 6 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(法施行規則に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までにに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円(乗車定員三十人未満の附則第十八条の六第六項に規定する路線バス等にあつては、二百万円)を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で法施行規則に規定するものに適合するものであること。



- 7 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（法施行規則に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七十七条第二項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。
- 一 基本方針に平成二十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
  - 二 公共交通移動等円滑化基準で法施行規則に規定するものに適合するものであること。
  - 三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。
- 8 次に掲げるトラック（法施行規則に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日（第一号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第二号に掲げるトラックにあつては、平成二十六年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。
- 一 車両総重量が八トンを超えるトラック（法施行規則に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で法施行規則に規定するものに適合するもの
  - 二 車両総重量が十二トンを超えるトラック（法施行規則に規定するけん引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で法施行規則に規定するものに適合するもの
- 附則第十八条の六第一項中「第一種省エネルギー自動車」を「第二種環境対応車」に改め、「（附則第十八条の四第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。
- 一 附則第十八条の四第二項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車
  - 二 附則第十八条の四第二項第二号(イ)又は(四)に掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）
- 附則第十八条の六第一項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。
- 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第七十七条第二項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。
- 一 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）
  - 二 天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則に規定するものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則に規定するもの
  - 三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の法施行規則に規定するものを動力源として用いるもの）であつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則に規定するものをいう。以下この条において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則に規定するものをいう。）
- 四 次に掲げるガソリン自動車
- (イ) 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
    - (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
    - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
    - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。
  - (ロ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
    - (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
    - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
    - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 五 軽油自動車（乗用車に限る。）のうち、平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの
- 六 軽油自動車（車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの（電力併用自動車に限る。）
- (イ) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
  - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

㊦ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 前項(第四号(一)に係る部分に限る。)の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として法施行規則に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法施行規則に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、同号(一)③中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十」とあるのは、「平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十」と読み替える。

附則第十九条第二項中「有するもの以外の」を「有しない」に、「及びメタノール」を「メタノール」に、「並びに」を「及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法施行規則に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則に規定するものをいう。第三項において同じ。)」並びに」に改め、同項第二号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号(一)中「この項」の下に「及び次項」を加え、「もの(以下この号及び次項)を「もの(以下この号)」に改め、同号(一)中「及び次項」を削り、同項第三号中「(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法施行規則附則第五条の二第五項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第五条の二第六項に規定するものをいう。)」を削り、「同条第七項に規定するものをいう」を「法施行規則附則第五条の二第七項に規定するものをいう。次項において同じ」に改め、同項第四号中「以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)」を「次項において「基準エネルギー消費効率」という。」であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第六項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。))に改め、同条第四項中「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十一年度分」を「平成二十五年年度分」に、「平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え二トンを以下)のものにあつては、平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するもの(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則に規定するもの

附則第十九条第四項第三号中「に百分の百二十五」を「であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

### 三 充電機能付電力併用自動車

附則第十九条第五項中「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「平成二十七年基準エネルギー消費効率」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同条第六項中「第三項から前項まで」を「第三項、第四項(前項において読み替えて準用する場合を含む。))又は第五項(前項において読み替えて準用する場合を含む。))」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第四項(第四号に係る部分に限る。)及び前項の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として法施行規則に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法施行規則に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第四項第四号中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十」とあるのは「前項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十八」と、前項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「第三項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替える。

附則第二十八条の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条第一項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。))」を「震災特例法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項までの規定の適用を受けた場合における附則第四条の二及び附則第四条の二の二の規定の適用については、附則第四条の二第一項中「法附則第五条の四第一項第一号」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項第一号」と、附則第四条の二の二第一項中「法附則第五条の四の二第一項第一号」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第一項第一号」とする。

附則第二十九条の二第二項中「附則第五十一条第三項に規定する警戒区域設定指示区域(以下単に「警戒区域設定指示区域」という。))」を「附則第五十二条第二項第一号に規定する自動車持出困難区域」に、「対象区域内自動車の当該警戒区域設定指示区域に係る法附則第五十一条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日」を「同号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

附則第三十一条第一項中「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定及び次項の規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

(秋田県行政手続条例の適用除外に関する経過措置)

2 この条例による改正後の秋田県県税条例(以下「新条例」という。)第二十六条第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にしたこの条例による改正前の秋田県県税条例(以下「旧条例」という。)第二十六条第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

(個人の県民税に関する経過措置)

3 新条例附則第二十八条の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例附則第十六条第三項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第十八条第二項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

6 次項に定めるものを除き、新条例附則第十八条の四及び第十八条の六の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

7 旧条例附則第二十九条の二第一項に規定する他の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

8 新条例附則第十九条の規定は、平成二十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

9 旧条例附則第三十一条第二項に規定する場合における同項に規定する他の自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例及び中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

10 次に掲げる条例の規定中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

- 一 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田県条例第八号)附則第五項
- 二 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十四年秋田県条例第一号)附則第三項

## 秋田県条例第十一号

秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十三年秋田県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)附則第二条第一項の改正規定を削る。

附則第一項第一号中「附則第十項」を「附則第十項」に改め、同項第二号中「附則第三項」を「次項」に改め、同項第三号中「同条例」の下に「附則第五条第二項の改正規定、同条第二項各号列記以外の部分の改正規定(「前条の規定にかかわらず」を「附則第四条の三の規定にかかわらず」に改める部分を除く。)及び同条例」を加え、「附則第五項」を「附則第三項及び第四項」に、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第一条第二号に定める日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同項第四号中「附則第九項」を「附則第八項」に、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に定める日」を「平成二十五年四月一日」に改め、同項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

附則第二項の前の見出し及び同項を削る。

附則第三項中「新条例」を「第一条の規定による改正後の秋田県県税条例(以下「新条例」という。)」に改め、同項を附則第二項とし、同項の前に見出しとして「(県民税に関する経過措置)」を付し、附則第四項を附則第三項とする。

附則第五項中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律附則第二条第二号に定める日の前日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改め、同項を附則第四項とし、附則第六項から附則第八項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第九項中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律附則第二条第三号に定める日」を「平成二十五年四月一日」に改め、同項を附則第八項とし、附則第十項から附則第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 秋田県条例第十二号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中六の項及び七の項を削り、八の項を六の項とし、九の項を七の項とし、十の項を八の項とし、十一の項を削り、十二の項を九の項とし、十三の項を十の項とし、十四の項及び十五の項を削り、十六の項を十一の項とし、十七の項を十二の項とする。

第五条の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項から六の項までを一項ずつ繰り上げる。

第六条の表中二の項及び三の項を削り、四の項を二の項とし、五の項から十二の項までを一項ずつ繰り上げる。

第八条の表中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項から十二の項までを一項ずつ繰り上げる。

第十条の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、同項の次に次の一項を加える。

六	屋外広告物の表示等の違反に対する措置	別表第六十二の三
---	--------------------	----------

第十条の表中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項から十一の項までを一項ずつ繰り上げ、十二の項を削り、十三の項を十一の項とし、十四の項を十二の項とし、十五の項及び十六の項を削り、十七の項を十三の項とし、十八の項を十四の項とする。

第十一条の表中十七の項を削り、十八の項を十七の項とする。

別表第五及び別表第六を次のように改める。

別表第五及び別表第六 削除

別表第十第一号中「第二種社会福祉事業」の下に「(市にあつては、同法第二条第三項第十一号に規定する隣保事業を除く。以下この表において同じ。)」を加える。

別表第十一を次のように改める。

別表第十一 削除

別表第十二中「第六号から第八号までに掲げる事務にあつては、」を削る。

別表第十四及び別表第十五を次のように改める。

別表第十四及び別表第十五 削除

別表第十七中「及び」の下に「同条第二項又は」を加える。

別表第十九を次のように改める。

別表第十九 削除

別表第二十、別表第二十一及び別表第二十一の二中「一市町村」を「一市町村(中核市を除く。)」に改める。

別表第二十四及び別表第二十五を次のように改める。

別表第二十四及び別表第二十五 削除

別表第三十二中「市町村(保健所を設置する市を除く。)」を「町村」に改める。

別表第四十八の二を削る。

別表第四十九第一号中「農地法」の下に「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を加え、「並びに同法第五条第三項及び第五項」を削り、同表第二号中「第四項」の下に「並びに同条第三項及び第五項において準用する同法第四条第三項」を加える。

別表第五十六第九号中「工場立地法の一部を改正する法律」を「工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律」に改め、同表中「一市町村」を「一町村」に改める。

別表第六十一を次のように改める。

別表第六十一 削除

別表第六十二の二の次に次の二表を加える。

別表第六十二の三(第十条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号。以下この表において「法」という。)第七条第二項本文の規定による広告物等の除却等の措置の実施	市町村(中核市を除き、秋田県屋外広告物条例(昭和四十九年秋田県条例第二十号)第二十八条の二第二項に規定する条例制定等事務を処理する市町村に限る。)
二 法第七条第三項の規定による広告物等の除却等の措置の実施及びその費用の徴収	
三 法第七条第四項の規定による広告物等の除却	
四 法第八条第一項の規定による除却した広告物等の保管	
五 法第八条第二項の規定による除却した広告物等の保管の公示	
六 法第八条第三項及び第五項の規定による除却した広告物等の売却等	
七 法第八条第四項の規定による除却した広告物等の廃棄	
八 法第八条第六項の規定による広告物等の除却等に要した費用の徴収	

別表第六十四を次のように改める。

別表第六十四 削除

別表第六十六中「都市計画法」の下に「(昭和四十三年法律第百号)」を加え、「市町村(中核市を除く。)」を「町村」に改める。

別表第六十六の二中「市町村(中核市を除く。)」を「町村」に改める。

別表第六十八を次のように改める。

#### 別表第六十八 削除

別表第六十九中「市町村(中核市を除く。)」を「町村」に改める。

別表第七十一及び別表七十二を次のように改める。

#### 別表第七十一及び別表七十二 削除

別表七十二の五第五号中「第四条第三項」を「第四条第五項」に改め、同表中「市町村」を「町村」に改める。

別表第七十四第一号中「第三条第一項及び第三項(法第四条第三項において準用する場合を含む。)」を「第三条」に改め、同表第二号中「第四条第一項」の下に「及び同条第三項において準用する同法第三条第三項」を加え、「設定」を「設定等」に改め、同表第四号中「第十九条」を「第十九条第一項」に改め、同表中「市町村(中核市を除く。)」を「町村」に改める。

別表第七十五第三号中「第五条」を「第五条第一項及び第二項」に、「市町村長等」を「町村長等」に改め、同表中「市町村(中核市を除く。)」を「町村」に改める。

別表第七十七第一号中「第三条第一項及び第三項(同法第四条第三項において準用する場合を含む。)」を「第三条」に、「指定」を「指定等」に改め、同表第二号中「第四条第二項」の下に「及び同条第三項において準用する同法第三条第三項」を加え、「設定」を「設定等」に改め、同表中「市町村(中核市を除く。)」を「町村」に改める。

別表第八十三を次のように改める。

#### 別表第八十三 削除

別表第八十五第二号中「及び」の下に「同条第二項又は」を加え、同表第十三号中( )から( )までを削り、( )を( )とし、( )から( )までを三つずつ繰り上げ、同号( )中「から( )まで」を「から( )まで」に改め、同号( )を同号( )とし、同表第二十七号中「市及び」の下に「同条第二項又は」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

#### 秋田県条例第十三号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成十年秋田県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二章の規定」を削る。

第二条第二項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「前項第三号」を「前項第二号」に改める。

第三条を次のように改める。

(申請書等の補正)

**第三条** 法第十条第二項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に係る同条第三項の条例で定める軽微な不備は、誤記、計算違いその他これらに類する明白な誤りとする。

**2** 法第十条第三項の規定により、前項の規定による軽微な不備を補正しようとする者は、規則で定める申立書を知事に提出しなければならない。

第七条中「第二章の規定」を削り、同条を第十七条とする。

第六条を削る。

第五条第二項中「の規定は、前項の申請書に添付する書類」を「並びに第三条の規定は、法第三十四条第三項の合併の認証の申請」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の九条を加える。

(認定の申請)

**第八条** 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

(認定の有効期間の更新の申請)

**第九条** 法第五十一条第二項の認定の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人(法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

(定款の変更の認証に係る議事録謄本等の提出)

**第十条** 法第五十二条第二項の定款の変更の認証に係る書類を提出しようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定める提出書を同項の関係知事に提出するものとする。

(役員報酬規程等の提出)

**第十一条** 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、毎事業年度終了後三月を経過する日までに行わなければならない。

(助成金支給書類等の提出)

**第十二条** 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、助成金の支給を行つたときにあつては事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出しを行う

ときあつては事前に行わなければならない。この場合において、海外への送金又は金銭の持出しが災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出が困難なものであるときは、事後遅滞なく行わなければならない。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第十三条 第六条の規定は、法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について準用する。

(仮認定の申請)

第十四条 法第五十八条第一項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

(認定特定非営利活動法人に関する規定等の準用)

第十五条 第六条及び第十条から第十二条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人(法第二条第四項に規定する仮認定特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)について準用する。

(合併についての認定の申請)

第十六条 法第六十三条第一項の合併についての認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

2 法第六十三条第二項の合併についての認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

第四条の見出し中「及び閲覧」を削り、同条第一項中「第二十九条第二項」を「第二十九条」に、「書類」を「事業報告書等」に改め、同条第二項を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第六条 法第三十条の規定による閲覧及び謄写の請求手続及び場所は、規則で定める。

2 法第三十条の規定による謄写に要する費用は、謄写の請求者の負担とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(定款の変更の認証の申請等)

第四条 法第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人(法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

2 前条の規定は、法第二十五条第三項の定款の変更の認証の申請について準用する。

3 法第二十五条第六項の定款の変更をした特定非営利活動法人は、規則で定める届出書を知事に提出するものとする。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び次項の規定は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項(同法第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の認証の申請又は同法第二十三条第一項の届出をする場合において、同日前に作成されたこの条例による改正前の特定非営利活動促進法施行条例第二条第二項第二号に掲げる文書であつて、その作成の日が当該申請又は届出の日前六月以内のものについては、この条例による改正後の特定非営利活動促進法施行条例第二条第二項の規定にかかわらず、同法第十条第一項第二号ハの住所又は居所を証する書面とする。

秋田県条例第十四号

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に、「指定研修実施機関、指定調査機関又は指定情報公表センター」を「又は指定研修実施機関」に改め、同項を同条第四項とする。

第四条中「及び第十六号」を削り、「その他」を「同表第十六号の手数料にあつては介護サービス情報の調査を行うとき、その他」に改める。

別表第一号中「千円」を「七百元」に改め、同表第十五号を次のように改める。

十五 法第百十五条の三十五第二項の規定による介護サービス情報の公表	九千円
-----------------------------------	-----

別表第十六号中「公表」を「調査」に、「二万円」を「一万二千元」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 介護サービス情報の第十五号の公表又は第十六号の調査において、介護サービス事業者が法令第四百十条の四十四第一号に規定する区分のいずれか一の区分に掲げる二以上の介護サービスを同一の事業所又は施設において提供するときは、当該二以上の介護サービスに係る介護サービス情報の公表又は調査は、それぞれ一件の公表又は調査とみなす。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

秋田県条例第十五号

秋田県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

秋田県介護保険財政安定化基金条例(平成十二年秋田県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 第六条第一項の規定にかかわらず、知事は、平成二十四年度に限り、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令附則第三条の規定により算定される額を限度として、基金の一部を処分することができる。

#### 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

### 秋田県条例第十六号

秋田県小規模介護施設整備等促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県小規模介護施設整備等促進臨時対策基金条例(平成二十一年秋田県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第九項」の下に、「第十八項若しくは第十九項又は法第八条の第十七項」を加え、「同条第二十項、第二十四項及び第二十五項」を「法第八条第二十一項、第二十六項及び第二十七項」に改め、「第二十條の四」の下に「第二十條の六」を加え、「であつて、消防法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第七十九号)附則第二条第二項の規定(以下「技術上の基準に関する経過規定」という。)の適用を受けるもの並びに法第八条第十七項若しくは第十八項又は法第八条の第十七項に規定する介護を提供する事業の用に供する施設」を削り、同条第一号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同条第二号中「第八条第二十項又は第二十四項から第二十六項まで」を「第八条第二十一項、第二十六項若しくは第二十七項又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六條の規定による改正前の法第八条第二十六項」に改め、同条第五号中「又は」を「若しくは第十九項又は」に改め、「であつて技術上の基準に関する経過規定の適用を受けるもの」を削る。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

### 秋田県条例第十七号

秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金条例(平成二十一年秋田県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九項又は第二十六項」を「若しくは第二十項又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項」に改める。

附則第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

### 秋田県条例第十八号

秋田県高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金条例

#### (設置)

第一条 高齢者の健康の保持に寄与し、及びその日常生活を地域において支援する体制を整備するため、高齢者の健康の保持に関する普及啓発、社会参加の促進、相談体制の整備、介護を担う人材の育成等に係る事業に充てる資金として、秋田県高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

#### (積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

#### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

#### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

#### (繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

#### (処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農

水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

### 秋田県条例第十九号

秋田県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

秋田県障害者施策推進協議会条例（昭和四十七年秋田県条例第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県障害者施策推進審議会条例

第一条中「第三十四条第三項」を「第三十六条第三項」に、「秋田県障害者施策推進協議会（以下「協議会」を「同条第一項に規定する合議制の機関として設置する秋田県障害者施策推進審議会（以下「審議会」に改める。

第二条第一項中「協議会」を「審議会」に改め、同条第二項中「及び」を「並びに」に、「福祉」を「自立及び社会参加」に改め、同条第三項中「学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命される」を削る。

第三条第一項中「協議会」を「審議会」に改め、同条第二項中「よつて」を「よつて」に改め、同条第四項中「行なう」を「行う」に改める。

第四条の見出し中「の招集」を削り、同条中「協議会」を「審議会」に改め、同条に次の三項を加える。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五条中「協議会」を「審議会」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十二年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。  
別表中「障害者施策推進協議会」を「障害者施策推進審議会」に改める。

### 秋田県条例第二十号

秋田県障害者自立支援等臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県障害者自立支援等臨時対策基金条例（平成十九年秋田県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 秋田県条例第二十一号

秋田県障害児通所給付費等不服審査会条例

（設置）

- 1 児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第九十八条第一項の規定に基づき、秋田県障害児通所給付費等不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（定数）

- 2 審査会の委員の定数は、八人以内とする。

- 2 児童福祉法施行令（昭和三十二年政令第七十四号）第四十四条の六第一項に規定する合議体を構成する委員の定数は、八人以内とする。

（委任規定）

**第三条** この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、知事が定める。



## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「障害者介護給付費等不服審査会の委員」を「障害者介護給付費等不服審査会の委員」に改める。  
 障害者通所給付費等不服審査会の委員

## 秋田県条例第二十二号

秋田県妊婦健康診査臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県妊婦健康診査臨時対策基金条例(平成二十一年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 秋田県条例第二十三号

秋田県子宮頸がん等予防接種臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県子宮頸がん等予防接種臨時対策基金条例(平成二十二年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 秋田県条例第二十四号

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

秋田県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十七年秋田県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号(中)「第七条第六項」を「第六条の二第三項」に改め、同号(中)「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 秋田県条例第二十五号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成十二年秋田県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号の表一の項中リをロとし、次の次に次のように加える。

リ 生食用食肉(牛の生食用食肉(内臓を除く。))に限る。以下同じ。)を調理する場合は、専用の調理場を設けていること。

ス 生食用食肉を調理する場合は、器具及び容器の専用の洗浄設備及び消毒設備があること。

ル 生食用食肉を調理する場合は、給水栓を有する専用の手洗い設備を設け、これに手指の消毒設備及び石けんを備えていること。

ヲ 生食用食肉を調理する場合は、専用の調理場内にその取扱数量に応じた冷蔵設備があること。

別表第二第二号の表一の項に次のように加える。

カ ワに掲げるもののほか、生食用食肉を調理する場合は、専用の器具及び容器を備えていること。

別表第二第二号の表三の項ハ及び四の項ニ中「ふた」を「蓋」に改め、同表六の項ホ及びヘ並びに八の項リ及びス中「自動充填機」を「自動充填機」に改め、同表十一の項ヘ中「作業台」の下に「(りの作業台を除く。)」を加え、同項に次のように加える。

リ 生食用食肉として加工するため食肉を分割し、又は細切する場合は、専用の作業台があること。

ス 生食用食肉として加工するため食肉を分割し、又は細切する場合は、器具及び容器の専用の洗浄設備及び消毒設備があること。

ル 生食用食肉として加工するため食肉を分割し、又は細切する場合は、給水栓を有する専用の手洗い設備を設け、これに手指の消毒設備及び石けんを備えていること。

ヲ 生食用食肉として加工するため食肉を分割し、細切し、加熱殺菌し、又は冷却する場合は、専用の器具及び容器を備えていること。

別表第二第二号の表十二の項ヘ中「及び」を「(生食用食肉として加工するための食肉及び生食用食肉を除く。)&amp;及び」に改め、同項に次のように加える。

ト 生食用食肉として加工するため食肉を分割し、細切し、加熱殺菌し、又は冷却する場合は、食肉処理業のりからラまでに定めるところによること。

チ 生食用食肉を調理する場合は、飲食店営業のりからラまでに定めるところによること。

別表第二第二号の表第十四の項ロ中「ふた」を「蓋」に改め、同項ハ及びニ中「生食用の魚介類」を「生食用魚介類」に改め、同表十九の項ロ及びハ並びに二十の項ホ及びヘ中「自動充てん機」を「自動充填機」に改め、同表二十一の項中「ふた」を「蓋」に改め、同表二十六の項イ及び二十八の項イ中「充てん室」を「充填室」に改め、同表二十九の項ニ、三十一の項ニ及び三十二の項ホ中「ふた」を「蓋」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

秋 田 県 条 例 第 二 十 六 号

秋田県計量法関係手数料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田県計量法関係手数料等徴収条例(平成十二年秋田県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項イ中「八十円」を「二百円」に、「百七十円」を「三百九十円」に、「千二百円」を「千三百四十円」に、「千六百五十円」を「千九百二十円」に改め、同表の三の項を次のように改める。

ニ アネロイド型圧力計	
イ 計量法施行令(平成五年政令三百二十九号)第二条第八号イに掲げるもの	
計ることができる最大の圧力が五十メガパスカル以下のもの	四百四十円
計ることができる最大の圧力が五十メガパスカルを超え、百メガパスカル以下のもの	千二十円
計ることができる最大の圧力が百メガパスカルを超えるもの	二千二百三十円
ロ アネロイド型血圧計	百五十円

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

秋 田 県 条 例 第 二 十 七 号

秋田県産業振興ブラザ条例の一部を改正する条例

秋田県産業振興ブラザ条例(平成十一年秋田県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「施設のうち、次に掲げるもの」を「創業支援室」に改め、各号を削り、同条第三項中「ブラザの創業支援室にあつては」及び「ブラザの創業準備支援室にあつては六月以内」を削る。

第四条第一項中「第二条第一項各号に掲げる施設(以下「創業支援室等」という。)」を「創業支援室」に改める。

第六条、第十条及び第十三条中「創業支援室等」を「創業支援室」に改める。

別表創業準備支援室の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

秋 田 県 条 例 第 二 十 八 号

秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例

秋田県屋外広告物条例(昭和四十九年秋田県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行うこと」の下に「等」を加える。

第十八条の二第一項第二号中「内にある」を「の全部又は一部を営業区域とする」に改める。

第二十八条の二を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

(法第二十八条の規定による景観行政団体である市町村の特例)

第二十八条の二 知事は、法第六条に規定する景観行政団体である市町村(以下この条において単に「市町村」という。)において法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務(以下この条において「条例制定等事務」という。)を処理することが適当と認められるときは、条例制定等事務を当該市町村が処理することについて、当該市町村の長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議を受けた市町村の長が、条例制定等事務を処理することについて同意したときは、当該条例制定等事務は、当該市町村が処理することとする。

3 知事は、前項の規定により市町村が条例制定等事務を処理することとするときは、当該市町村の名称及び当該市町村が処理を開始する期日を告示しなければならない。

4 第二項の規定により条例制定等事務を処理する市町村の区域については、第十七条の二及び第十七条の三の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十八条の二第一項第二号の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現にこの条例による改正前の秋田県屋外広告物条例第十八条第二項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後、速やかに、この条例による改正後の秋田県屋外広告物条例(以下「改正後の条例」という。)第十八条の二第一項第二号の営業所であつて秋田市の区域内及び秋田県の区域外にあるものの名称及び所在地を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る営業所の名称及び所在地を改正後の条例第十八条の三第一項の屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

## 秋田県条例第二十九号

秋田県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例

秋田県港湾整備事業特別会計条例(昭和五十九年秋田県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十七条第七号」を「第四十六条第七号」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 秋田県条例第三十号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「扶養手当」の下に「地域手当」を加える。

第十五条の二を第十五条の三とし、第十五条の次に次の一条を加える。

## (地域手当)

第十五条の二 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 一級地 百分の十八
- 二 二級地 百分の十五
- 三 三級地 百分の十二
- 四 四級地 百分の十
- 五 五級地 百分の六
- 六 六級地 百分の三

3 前項の地域手当の級地は、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める。

第十七条の二第二項中「は、くき地教育振興法施行規則(昭和三十四年文部省令第二十一号)に定める基準に適合する学校及び共同調理場とし、その」を「の」に改める。

第二十条第二項中「月額」の下に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を加える。

第二十一条第一項中「附則第二項第四号」を「附則第二項第五号」に改め、同条第四項中「附則第二項第四号」を「附則第二項第五号」に改め、「月額」の下に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第五項中「月額」の下に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を加える。

第二十三条第一項中「附則第二項第五号」を「附則第二項第六号」に改め、同条第二項第一号中「附則第二項第五号」を「附則第二項第六号」に改め、「月額」の下に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を加え、同条第三項中「月額」の下に「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を加え、同条第四項中「前項」とあるのは「前項」とあるのは、「」に改め、「と」、「合計額」とあるのは「給料の月額」を削る。

第二十五条の二中「から第十五条の二まで」を「第十五条、第十五条の三」に改める。

第二十六条第二項から第五項までの規定中「扶養手当」の下に「地域手当」を加える。

附則第二項第六号ロ中「及び第四号」を「第二号及び第五号」に改め、同号ハ中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、同号ニ中「及び第四号」を「第二号及び第五号」に改め、同号ホ中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「給料月額」を「給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額」に、「当該給料月額」を「当該合計額」に、「給料月額減額基礎額」を「給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額」に、「当該給料月額減額基礎額」を「当該合計額」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「給料月額」を「給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額」に、「当該給料月額」を「当該合計額」に、「給料月額減額基礎額」を「給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額」に、「当該給料月額減額基礎額」を「当該合計額」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に、第十五条の二第二項各号に定める割合を乗じて得た額）

附則第四項中「から、給料月額」及び「給料月額減額基礎額」の下に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。  
(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
- 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。  
第十条第二項中「から第十五条の二まで」を「第十五条、第十五条の二」に改める。

#### 秋田県条例第三十一号

秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例

秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成十八年秋田県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例

第一条中「第三条第一項第四号及び同条第二項第三号に規定する認定の基準」を「第三条第一項及び第三項の認定の要件」に改める。

第七条を第八条とし、第六条（見出しを含む。）中「基準」を「要件」に改め、同条を第七条とする。

第五条の見出し及び同条第一項中「基準」を「要件」に改め、同項第一号中「法第三条第一項第一号に規定する」を削り、同条を第六条とする。

第四条（見出しを含む。）中「基準」を「要件」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出し中「基準」を「要件」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出し中「基準」を「要件」に改め、同条第一項中「法第三条第一項の認定を受けることができる同項に規定する」、「同条第二項の認定を受けることができる同項に規定する」及び「（以下「幼保連携施設」という。）」を削り、「総称する」を「いう」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(幼稚園、保育所等及び幼保連携施設の要件)

**第二条** 法第三条第一項の認定を受けることができる同項に規定する施設（以下この条及び次条第一項において単に「施設」という。）は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- 一 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。第六条第一項第一号において同じ。）に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。
- 二 当該施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村における同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
- 三 法第二条第六項に規定する子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

**2** 法第三条第三項の認定を受けることができる同項に規定する幼保連携施設（以下単に「幼保連携施設」という。）は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- 一 次のいずれかに該当する施設であること。
  - (一) 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
  - (二) 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
- 二 法第二条第六項に規定する子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

附則第二項中「第三条第一項第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

附則第三項中「第三条第一項第二号」を「第四条第一項第二号」に改め、「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削る。

附則第四項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

**秋田県条例第三十二号**

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例(昭和三十七年秋田県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

**第一条** 公立の小学校及び中学校の職員定数は、次のとおりとする。

- |                |       |
|----------------|-------|
| 一 校長及び教員       | 五、六三人 |
| 二 養護教員         | 三七〇人  |
| 三 栄養教諭及び学校栄養職員 | 一一八人  |
| 四 事務職員         | 三七四人  |

第二条第一号(中「二、二四五人」を「二、二二七人」に改め、同号(中「一〇八人」を「一〇七人」に改め、同条第三号(中「一七人」を「一八人」に改める。

第三条第一号中「九五七人」を「九六四人」に改め、同条第二号中「八二人」を「七八人」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

**秋田県条例第三十三号**

図書館協議会に関する条例の一部を改正する条例

図書館協議会に関する条例(昭和三十五年秋田県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「その」を「及び名称並びにその」に、「任期その他必要な事項及び委員の費用弁償の額並びにその支給方法」を「任命及び任期」に、「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改める。

第四条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(任命)

**第四条** 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験のある者
- 四 県立図書館の利用者

**附 則**

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

**秋田県条例第三十四号**

秋田県立博物館条例及び秋田県ふるさと村条例の一部を改正する条例

(秋田県立博物館条例の一部改正)

**第一条** 秋田県立博物館条例(昭和三十五年秋田県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

**3** 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験のある者
- 四 博物館の利用者

(秋田県ふるさと村条例の一部改正)

**第二条** 秋田県ふるさと村条例(平成五年秋田県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

**3** 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験のある者
- 四 近代美術館の利用者

**附 則**

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

秋田県条例第三十五号

秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例

秋田県警察職員定数条例(昭和二十九年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「八八人」を「八九人」に、「一、一〇六人」を「一、一一〇人」に、「五八〇人」を「五八二人」に、「二、三四二人」を「二、三四九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

秋田県条例第三十六号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第三十条の十二第二項の規定による運転経歴証明書の再交付を受けようとする者

第十三条第二項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 運転経歴証明書の再交付

一件につき 千円

第十四条第二項の表運転免許試験手数料大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験の項中「千八百五十円」を「千六百円」に、「二千円」を「千九百円」に、「四千九百五十円」を「四千六百円」に、「八千六百五十円」を「七千七百円」に改め、同表運転免許試験手数料普通自動車免許に係る試験の項中「二千五百円」を「千八百円」に、「二千五十円」を「千九百円」に、「二千四百円」を「二千二百円」に、「三千四百円」を「三千五十円」に改め、同表運転免許試験手数料特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下この条

において同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の項中

法第九十七条の二第二項の規定の適用を受ける場合	二千
-------------------------	----

円

法第九十七条の二第二項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百五十円
法第九十七条の二第二項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円

に、「二千九百五十円」を「三千五十円」に改め、同表運転免許試験手数料小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の項中「二

千五十円」を「千九百円」に、「千六百五十円」を「千五百円」に改め、同表運転免許試験手数料大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普

通自動車第二種免許に係る試験の項中

法第九十七条の二第二項の規定の適用を受ける場合	二千円
-------------------------	-----

法第九十七条の二第二項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百五十円
法第九十七条の二第二項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円

に、「四千五百円」を「四千六百円」に、

「七千七百円」を「七千六百五十円」に改め、同表運転免許試験手数料仮運転免許に係る試験の項中「二千円」を「千七百円」に、「千六百五十円」を「千五百五十円」に、「三千百円」を「三千円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表検査手数料の項中「三千九百五十円」を「三千八百五十円」に、「七千六百五十円」を「六千九百五十円」に、「四千三百円」を「四千五十円」に、「五千三百円」を「四千九百円」に改め、同表再試験手数料の項中「二千五十円」を「千九百五十円」に、「三千五十円」を「二千八百円」に、「千九百円」を「千七百円」に、「三千五百五十円」を「三千二百五十円」に、「千五百五十円」を「千円」に改め、同表免許証交付手数料の項中「二千五百円」を「二千五十円」に、「千二百円」を「千円」に改め、同表免許証再交付手数料の項中「三千六百五十円」を「三千六百円」に、「千二百円」を「千円」に改め、同表免許証更新手数料の項中「二千五百五十円」を「二千五百円」に改め、同表経由手数料の項中「六百円」を「五百五十円」に改め、同表審査手数料の項中「千七百円」を「千

五百五十円)に、三千三百五十円)を三千五百円)に改め、同表技能検定員審査手数料の項中二万四千七百円)を二万三千五百円)に、二万五百円)を一万九千六百五十円)に、一万四千五百円)を一万四千五百円)に、二万二千四百五十円)を二万二千四百五十円)に改め、同表教習指導員審査手数料の項中二万五千六百五十円)を一万五千円)に、一万二千五百円)を一万二千五百円)に、九千五百円)を九千四百五十円)に、一万三千三百円)を一万二千八百五十円)に改め、同表国外運搬免許証交付手数料の項中二千六百五十円)を二千四百円)に改め、同表講習手数料の項中二千六百円)を二千四百五十円)に、二千三百円)を二千二百円)に、四千二百円)を四千五百円)に、四千五百円)を四千五十円)に、千三百五十円)を千四百円)に、千二百円)を千二百五十円)に、七千五百円)を六千五百円)に、二千五百円)を二千五百円)に、二千八百円)を二千七百五十円)に、二千七百円)を二千六百円)に、二千五百五十円)を二千四百五十円)に、七百円)を六百円)に、千五十円)を九百五十円)に、千七百円)を千五百円)に、一万三千四百円)を一万三千三百五十円)に、九千四百円)を九千二百円)に改め、同表第三項の表一の項中三千九百五十円)を三千七百五十円)に、千三百五十円)を千三百円)に、四千六百円)を四千四百五十円)に改め、同表二の項中七千五百円)を七千円)に、六千七百五十円)を六千四百円)に、二千二百五十円)を二千二百円)に、七千九百五十円)を七千八百円)に改め、同表三の項及び四の項中二千五百五十円)を二千五百円)に、千九百円)を千八百五十円)に改め、同表五の項中二千二百円)を二千二百五十円)に、千九百五十円)を二千円)に、二千五十円)を二千二百五十円)に改め、同表六の項中二千二百円)を千八百五十円)に、

二千円
二千円

千九百五十円
二千四百五十円

を に、

「二千二百円)を三千五百五十円)に改め、同表七の項中二千七百五十円)を二千七百円)に改め、同表の備考一中三千七百五十円)を二千九百五十円)に、九百五十円)を九百円)に、三千二百五十円)を三千五十円)に改め、同表の備考二中「中型自動車免許」を「又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、」に、「又は」を「に係る技能検定員審査については五百円を、」に、「三百円)を三百五十円)に改め、同表第四項の表一の項中四千四百五十円)を四千五百五十円)に、四千円)を三千七百五十円)に、千三百五十円)を千三百

千三百円
千三百五十円
千三百円

千四百五十円
千四百円
千五百円

に、四千八百円)を四千四百五十円)に改め、同表二の項中

千二百五十円
千二百五十円
千二百五十円

千三百五十円
千三百円
千五百五十円

千円)を千九百円)に改め、同表三の項中

千二百五十円
千二百五十円

千二百円
千二百五十円

に改め、同表六の項中千四百円)を千三百五十円)に、千二百円)を

千五百五十円)に改め、同表七の項中二千七百五十円)を二千七百円)に改め、同表の備考一中三千四百五十円)を三千円)に、「九百円)を千九百五十円)に、千五百円)を千五十円)に、二千九百五十円)を二千五百五十円)に改め、同表の備考二中「百五十円)を「百円)に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

秋 田 県 条 例 第 三 十 七 号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第三條の三第一項中「が、」の下に「その任期中に)」を加え、「一の任期中において、」及び「開会後に最初に招集される定例会の)」を削り、「すべて)」を「全て)」に改め、同条第二項中「が、」の下に「その任期中に)」を加える。

附則第三項中「平成二十四年五月三十一日)を「平成二十五年五月三十一日)に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋 田 県 条 例 第 三 十 八 号

## 秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田県議会委員会条例(昭和三十三年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「産業労働委員会」を「産業観光委員会」に、「産業労働部及び労働委員会」を「観光文化スポーツ部及び産業労働部」に改め、同条第五号中「建設交通委員会」を「建設委員会」に、「建設交通部」を「建設部」に、「及び監査委員」を「監査委員及び労働委員会」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の秋田県議会委員会条例第四条第一項又は第五条第二項の規定により産業労働委員会又は建設交通委員会の委員長、副委員長又は委員として選任されている者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の秋田県議会委員会条例第四条第一項又は第五条第二項の規定により産業観光委員会又は建設委員会の委員長、副委員長又は委員としてそれぞれ選任されたものとみなす。

発行者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号  
秋田市山王七丁目5番29号  
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005  
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>  
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 巧